



長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等手数料

(手数料は、茨城県収入証紙または電子での納付となります。)

令和6年4月1日(月) から手数料が変わります。

	(改定前)	(改定後)
(例) 一戸建ての住宅	6,000円	→ 9,000円
※登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合		

(1) 登録住宅性能評価機関(注1)による事前の技術的審査を受け、確認書等(注2)が交付された場合

総戸数		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		9,000円	4,500円
共同住宅等(注3) ※1棟の総戸数(注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	17,000円	8,500円
	6戸～10戸	28,000円	14,000円
	11戸～30戸	48,000円	24,000円
	31戸～50戸	77,000円	38,500円
	51戸～100戸	117,000円	58,500円
	101戸～200戸	200,000円	100,000円
	201戸～300戸	253,000円	126,500円
301戸～	287,000円	143,500円	

(2) (1)以外の場合

総戸数		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		45,000円	22,500円
共同住宅等(注3) ※1棟の総戸数(注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	108,000円	54,000円
	6戸～10戸	173,000円	86,500円
	11戸～30戸	342,000円	171,000円
	31戸～50戸	612,000円	306,000円
	51戸～100戸	1,053,000円	526,500円
	101戸～200戸	1,949,000円	974,500円
	201戸～300戸	2,784,000円	1,392,000円
301戸～	3,411,000円	1,705,500円	

※申請に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別途確認申請等手数料が必要になります。

(注1) 登録住宅性能評価機関…住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注2) 確認書等…長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注3) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注4) 総戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、総戸数が10戸のため「6戸～10戸」の区分の手数料になります。